

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券の保護預り取引)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社が定める方法により、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）につき、次の各号に定める表明・確約をしていただきます。なお、この約款では第（1）号の①から⑥に該当する者、または第（2）号の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明</p> <p>① 反社会的勢力を利用していないこと</p> <p>② 反社会的勢力に対して資金を提供または便宜を供与するなどの関与をしていないこと</p> <p>③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと</p> <p>(4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約</p> <p>① 犯税法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと</p> <p>② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと</p> <p>③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと</p> <p>④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと</p> <p>4 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客さまに対し、財務の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。</p> <p>5 当社は、相当な期間取引がない場合、お客さまに通知することなく、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、第79条第1項各号もしくは第2項各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または本条第4項に基づき当社がお客さまに情報提供を求めた場合にお客さまが当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客さまに対し、改めて本人確認に必要な事項、または財務の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。</p> <p>6 公開買付け等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、第79条第1項各号または第2項各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。</p> <p>7 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。</p>	<p>(有価証券の保護預り取引)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社が定める方法により、お客さまは、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）が現在次の第（1）号の①から⑥のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して第（2）号の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約していただきます。なお、本約款では第（1）号の①から⑥に該当する者、または第（2）号の①から⑤の行為を行う者を反社会的勢力とします。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>(省 加)</p> <p>(省 加)</p> <p>(省 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p>
<p>(分離適格振込国債にかかる元利分離申請)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) 減額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(分離適格振込国債にかかる元利分離申請)</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) 減額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および数量</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>
<p>(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に関する特約)</p> <p>第65条 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。本条において同じ）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。本条において同じ）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。本条において同じ）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</p> <p>(2) 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく</p>	<p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p>

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>本条の定めに従い処理されること</p> <p>(3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること</p> <p>(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと</p> <p>(5) お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>(7) 第(4)号および第(5)号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること</p>	<p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p>
<p>2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとします。</p> <p>(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき</p> <p>(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</p> <p>(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき</p> <p>(4) 支払を停止したとき</p> <p>(5) 本条に基づき相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が發送されたとき</p> <p>(6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</p> <p>(8) 書面により、本条に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき</p>	<p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p>
<p>3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>5 お客さまが当社との間でこの約款とは別に株券等貸借取引に関する基本契約書を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第(5)号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます）を交付いたします。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</p>	<p>(追 加)</p>
<p>(解約事由) 第79条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第5条から第10条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。</p> <p>(1) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(2) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(3) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第(5)号において同じ）が第5条第3項に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をしたこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申出たとき (削 除)</p>	<p>(解約事由) 第78条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第5条から第10条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款の変更に同意なさらないとき</p> <p>(3) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(4) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第(8)号において同じ）が行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等第</p>

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>5条第3項第(1)号各号で規定する反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(6) お客さまが「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」または関連する法令諸規則に定める犯罪収益等の隠匿または収受等を行っている疑いがあると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(7) お客さまが、自らまたは第三者を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為等第5条第3項第(2)号各号で規定する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p>
<p>(4) お客さまの本人確認ができないとき、お客さまが申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけず、当社が解約を申出たとき</p> <p>(5) お客さまが、口座開設時等に実質的支配者の外国 PEPs に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内には是正されない場合に限りす</p> <p>(7) 当社が第5条第4項に基づきお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが、当社が必要と認める情報提供を十分に行わなかったとき</p> <p>(8) お客さまが、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき</p> <p>(9) お客さまが、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき</p> <p>(10) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき</p>	<p>(8) 本人確認ができないとき、お客さまが申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけず当社が解約を申出たとき</p> <p>(9) お客さまが、口座開設時等に実質的支配者の外国 PEPs に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(10) お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内には是正されない場合に限りす。</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(11) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき</p>
<p>2</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(3) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき</p> <p>(4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>2</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) お客さまが当該契約の約款の変更に同意なされないとき</p> <p>(3) 当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき</p> <p>(4) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき</p> <p>(5) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき</p> <p>3 (省 略)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第86条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (15) (現行どおり)</p> <p>(16) この約款または法令諸規則の定めに基づいて取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくはその内容が変更され、または契約が解除された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。</p> <p>(17) ~ (19) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第85条 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) ~ (15) (省 略)</p> <p>(16) この約款または法令諸規則の定めに基づいて取引もしくはサービスの提供が停止され、またはその内容が変更された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。</p> <p>(17) ~ (19) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(約款の改定)</p> <p>第87条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>2 当社は、前項の規定に基づきこの約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨および変更後のこの約款の内容ならびに効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。</p> <p>2019年8月</p>	<p>(約款の改定)</p> <p>第86条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(追 加)</p> <p>2018年8月</p>

外国証券取引口座約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(受渡日等) 第 14 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p> <p>(金銭の授受) 第 22 条 (現行どおり) 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 5 号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(契約の解除) 第 29 条 (現行どおり) (1) (2) (現行どおり) (削除) (3) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>(約款の変更) 第 32 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 (削除) (削除) (削除)</p>	<p>(受渡日等) 第 14 条 (省 略) (1) (省 略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p> <p>(金銭の授受) 第 22 条 (省 略) 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(契約の解除) 第 29 条 (省 略) (1) (2) (省 略) (3) <u>第 32 条に定めるこの約款の変更</u>に申込者が同意しないとき (4) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき (5) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>(約款の変更) 第 32 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。 3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。 4 第 2 項および第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
2019 年 8 月	2017 年 8 月